

# 令和8年度八戸市児童生徒文化活動促進費補助金交付要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、八戸市立小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の文化活動を促進し、文化の向上と心身ともに健全な児童生徒の育成を図るため、文化活動団体の運営等に要する経費（以下「運営費等」という。）及び各種文化活動に参加する児童生徒の派遣に要する経費（以下「大会派遣費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の表のとおりとする。

運営費等補助金	大会派遣費補助金
(1)八戸地区吹奏楽連盟 (2)八戸市中学校文化連盟	別表第1のとおりとする。

## (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

## (交付申請)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次の表のとおりとする。

運営費等補助金	大会派遣費補助金
(1)事業計画書（別記第2号様式） (2)収支予算書（別記第3号様式） (3)その他市長が必要と認める書類	(1)事業計画書（別記第2号様式） (2)収支予算書（別記第3号様式） (3)大会開催要項 (4)補助対象経費の見積書等の写し (5)派遣者名簿（別記第4号様式） (6)その他市長が必要と認める書類

3 前2項の補助金交付申請書等は、運営費等補助金にあつては令和8年6月30日までに、大会派遣費補助金にあつては補助事業の開始3日前までに提出しなければならない。

## (交付決定)

第5条 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

## (取下期日)

第6条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して7日を経過した日とする。

## (変更の承認)

第7条 規則第7条の規定により補助事業の変更等の承認を受けようとする者は、補助事業変更等承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な内容の変更又は経費の減額に伴う変更については、この限りでない。

2 前項の規定により市長が行う承認については、第5条の規定を準用する。

(実績報告)

第8条 規則第12条の実績報告書は、別記第7号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次表のとおりとする。

運営費等補助金	大会派遣費補助金
(1) 事業実績書 (別記第8号様式)	(1) 事業実績書 (別記第8号様式)
(2) 収支精算書 (別記第9号様式)	(2) 収支精算書 (別記第9号様式)
(3) 補助対象経費の領収書の写し	(3) 大会プログラム
(4) その他市長が必要とする書類	(4) 補助対象経費の領収書の写し
	(5) 派遣者名簿 (別記第4号様式)
	(6) その他市長が必要とする書類

3 前2項の実績報告書等は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定)

第9条 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

(交付時期)

第10条 補助金は、規則第13条の規定によりその額が確定した後一括交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、概算払により交付することができる。

2 前項ただし書の規定による概算払は、概算払申請書(別記第11号様式)により申請することとし、規則第12条の規定により提出された第8条の実績報告書等に基づき補助金を精算するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月15日から実施し、運営費等補助金については、令和8年度に実施された事業に対して適用する。

別表第1（第2条関係）

補助対象となる大会		補助対象者
1	NHK全国学校音楽コンクール	左欄の大会及び同大会における県大会、東北大会等の予選に相当する大会に出場することが決定した児童生徒が所属する団体（在籍校の部活動団体（部、愛好会、クラブ等の名称のいかんを問わず、学校教育活動の一環として活動する団体をいう。以下同じ。）か、地域クラブかは問わない。以下同じ。）
2	こども音楽コンクール	
3	全日本合唱コンクール全国大会	
4	声楽アンサンブルコンテスト全国大会	
5	全日本吹奏楽コンクール	
6	東日本学校吹奏楽大会	
7	全国小学校管楽器合奏フェスティバル東北 小学校バンドフェスティバル	
8	全日本小学生バンドフェスティバル	
9	全日本マーチングコンテスト	
10	全日本アンサンブルコンテスト	
11	マーチングバンド全国大会	
12	バトントワーリング全国大会	
13	全日本バトントワーリングジュニア選手権 大会	
14	マーチング&バトンオンステージ東北大会	
15	マーチングステージ全国大会	
16	市長が適当と認める国際大会	左欄の大会に出場することが決定した児童生徒が所属する団体

## 備考

- 1 中学校の部活動団体が出場する県大会は、補助対象としない。
- 2 公募により下位大会を経ずに上位大会に出場する団体は、補助対象としない。

別表第2（第3条関係）

1 運営費等補助金

補助対象者	補助対象経費	補助金の額
八戸地区吹奏楽連盟	八戸地区吹奏楽祭及び野外コンサートの運営に要する経費のうち、会場使用料及び著作権使用料	補助対象経費の実績額又は116,000円のいずれか低い額
八戸市中学校文化連盟	青森県中学校文化連盟に対する負担金	300,000円を上限として、八戸市中学校文化連盟に加盟している市内中学校の令和8年5月1日現在の生徒数に150円を乗じて得た額の3分の1の額又は補助対象経費の実績額のいずれか低い額

備考 補助金の交付を受けることができるのは、同一年度内に1回限りとする。

2 大会派遣費補助金

補助対象経費	区分	補助金の額
(1) 別表第1に定める大会の派遣児童生徒（大会規定による登録可能人数を上限とする。）及び引率者（2名を上限とする。ただし、国際大会に個人で出場する場合は、引率者の交通費は補助対象としない。）が大会出場のための移動に要する経費のうち、次に該当する交通費等 ア 公共交通機関等（鉄道、バス、船舶及び航空機に限る。）の利用料 ・鉄道を利用する場合、特別車両料金（グリーン車等）は、補助対象としない。 イ 車両の借上料 ウ 有料道路料金 ・イで有料道路を使用した場合 エ 駐車場料金 ・イで駐車場料金が必要な場合 (2) (1)の交通費等に係る違約金 ・天災、感染症の拡大その他やむを得ない理由による大会の中止又は大会への出場の辞退により派遣を取りやめたことに伴い、(1)の交通費等に係る違約金が発生した場合	県大会	100,000円を上限として、2,000円に派遣人数（派遣児童生徒数と引率者の合計人数）を乗じて得た額又は補助対象経費の実績額のいずれか低い額
	東北大会 ・ 全国大会 ・ 国際大会	補助対象経費実績額の3割以内の額（その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）

備考

- 1 区分にかかわらず、大会の開催地が八戸市内の場合、補助金は交付しない。
- 2 中学校の部活動団体に対しては、区分にかかわらず、大会の開催地が青森県内の場合、補助金は交付しない。
- 3 中学校の部活動団体以外の団体が出場する東北大会、全国大会及び国際大会並びに個人で出場する国際大会の開催地が青森県内のときは、県大会の額とする。ただし、上記1に該当する場合を除く。
- 4 補助の対象となるのは、領収書等で支払金額が確認できるものに限る。
- 5 交通手段と宿泊料金がセットになっている旅行商品等を利用する場合で、交通費と宿泊費の金額が明確に確認できないときは、補助対象としない。
- 6 補助金の交付を受けることができるのは、同一年度内において一つの大会につき1回限りとする。